平成２１年（フ）第７１４号
兵庫県姫路市大津区平松134番地　土居荘高木佳代方、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目85番地１　プレステージ西飾磨Ⅱ207号
債務者　田口　佳克
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　恵介
4　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午後２時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５０３号
北海道紋別市花園町３丁目６番５号
債務者　宮崎　行雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４５４号
愛知県稲沢市西島新町160番地　市営住宅西島団地(1)25―703
債務者　加藤　鐵男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２７３号
山形県天童市泉町２丁目12番28―２号　清野コーポ102号
債務者　高垣　　瞳
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４８号
山形県村山市楯岡鶴ヶ町１丁目13番９号
債務者　池田　則夫
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５３号
山形県寒河江市若葉町２番地の12
債務者　安孫子惠子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５６号
山形市北山形１丁目４番25号
債務者　光野　　将
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５７号
山形市北山形１丁目４番25号
債務者　光野　行子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６０号
山形県寒河江市落衣前10番地の４
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６１号
山形県東根市温泉町１丁目１番24号
債務者　荒井　勝憲
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６６号
山形市小白川町５丁目18番９号、前住所山形市北町４丁目６番11―703号　サーパス北町
債務者　沼尻　千春
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７０号
山形県北村山郡大石田町大字大石田丁221番地１
債務者　後藤　修平
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７１号
山形県北村山郡大石田町大字大石田丁221番地１
債務者　後藤　優子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第５３０号
群馬県前橋市下小出町２丁目54番地の10
破産者　三栄建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７０５号
千葉市花見川区朝日ケ丘２丁目１番３棟106号
破産者　長尾　芳男
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１０８０号
千葉市稲毛区長沼原町720番地の19
破産者　小川　　実
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３４５号
千葉市若葉区中野町1573番地26
破産者　有限会社サトウ技建
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３５０号
千葉市若葉区高根町914番地102
破産者　佐藤　浩美
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係